

主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人畠山実の上告趣意は、判例違反をいうが、所論引用の判例はすでに当裁判所大法廷の判例（昭和四七年（あ）第一八九六号同四九年五月二九日判決・刑集二八巻四号一一四頁参照）によつて変更されているものであるから、所論は、適法な上告理由にあたらない。

よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項本文により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五一年三月五日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	坂	本	吉	勝
裁判官	天	野	武	一
裁判官	江	里	口	清
裁判官	高	辻	正	己
裁判官	服	部	高	顯